

原発事故被災寺院の諸相

—「有志の会」の和解交渉から見た東日本大震災—

伏見 英俊

1. はじめに

2011年3月11日午後2時46分に発生した巨大地震と直後の大津波は東日本を中心に甚大な被害をもたらし、戦後最大の自然災害となった。中でも福島第一原発では、原子炉が水素爆発を引き起こし、大量の放射性物質を放出するという深刻な原子力災害に発展した。事故発生後、第一原発周辺の自治体からは多くの住民が広域避難し⁽¹⁾、震災から4年が過ぎた今もおお11万人を越える福島県民が避難生活を送る（2015年3月2日現在、福島県民の避難者総数は11万8,862人⁽²⁾）。地域住民同様、多くの寺院関係者も長期にわたる避難生活を余儀なくされ、さまざまな困難に直面しながら、一日も早い復興を目指して避難先を拠点に必死に宗教活動を続けている。

事故直後に避難した寺院関係者の多くは、すぐに帰宅できると思えば尊厳も過去帳も持ち出すことなく、着の身着のまま避難したという。一方、避難した檀信徒の中には身内が亡くなくても、埋葬することも菩提寺での遺骨の保管も叶わず、それぞれが避難先で骨壺を抱いて暮らすことも珍しくなかった。そのような状況を打開すべく、福島県では被災寺院の僧侶が集まり、「原発事故被災寺院補償問題対策 有志の会」（以下「有志の会」と略称）や「東京電力原発事故被災寺院復興対策の会」（以下「対策の会」と略称）などを結成して、原発を運営する東京電力に対する本格的な法人賠償請求に備えた。このような組織結成の動きは、震

災後、将来への不安を抱えていた寺院関係者に希望を与える尊いものであったと考えられる。今回の原発事故による被災寺院をめぐる、我々は転動できない宗教者の苦悩というものを忘れてはならないであろう。

「有志の会」では、矢内俊道師（曹洞宗）が会長を、早川光明師（浄土宗）が事務局長を務め、最盛期には60を越える寺院の賠償請求実務を支えたという。「有志の会」は、主として原発から30キロ圏内の寺院を対象にし、宗派不問であることが特徴であり、東京電力との交渉にあたっては、弁護士を介さず直接和解交渉を進めている⁽³⁾。災害時における協働のあり方という観点からすれば、「有志の会」の活動は東日本大震災における宗派を越えた連携の事例として、後世に長く伝えられるべきものであり、会の活動記録は震災アーカイブとして意義あるものと言える⁽⁴⁾。しかも、震災記録作成という観点から震災後の被災地の状況を眺めると、個々の問題点が鮮明になることが少なくない。そこで本稿では伏見（2014）に続き、震災記録作成の一環として東京電力との和解交渉を進める「有志の会」の活動にスポットをあて、和解交渉をめぐる最新の動向、住民の帰還意思と位牌・遺影の関連性、「有志の会」の歩み、「有志の会」活動から見てきたこと等に関する報告を通じて、原発事故被災寺院の現状を捉えていきたい⁽⁵⁾。

2. 原発事故被災寺院をめぐる最新の動向

震災後の被災寺院を取り巻く環境は時々刻々変化しており、全体像を把握するためには最新の情報が不可欠である。したがって「有志の会」の具体的な活動について言及する前に、まず原発事故被災寺院をめぐる最新の動向について触れておくことにしたい。

（1）営業損害賠償の打ち切り案

後述するように、震災後「有志の会」は東京電力との和解交渉を進め、2011年11月の時点で営業損害賠償（逸失利益）の請求方針を確定し、請

求した寺院には既に賠償金が支払われている。東京電力は避難指示区域内の宗教法人を含む事業者に対し、2015年2月分までの営業損害賠償を示していたが、それ以降の賠償については未定だった。また、避難区域外の事業者に対する営業損害の賠償期間も決まっていなかった⁽⁶⁾。

ところが、2014年12月25日、郡山市で開催された県商工連絡会に対する非公開の賠償説明会で、経済産業省資源エネルギー庁と東京電力が突如、営業損害賠償の打ち切り案を提示した。関係者によれば、対象となるのは農林水産業を除く個人事業主や中小企業（このカテゴリーに宗教法人も含まれる）で、避難指示区域の事業者に対して、2016年2月までで逸失利益の賠償を打ち切るというもの。避難区域外では、事業者の減収分と原発事故により相当の因果関係が認められた場合、賠償金が支払われるという⁽⁷⁾。この一方的な打ち切り案に対し、「福島県宗教団体連絡協議会」も加盟する「福島県原子力損害対策協議会」（会長：内堀雅雄 福島県知事）は、2015年2月4日「平成二十七年三月以降の商工業等に係る営業損害の賠償に関する緊急要望書」を国（宮沢洋一経済産業大臣、竹下亘復興大臣宛て）と東京電力（廣瀬直己東京電力社長宛て）に提出した⁽⁸⁾。我々としては、この打ち切り案が今後どのように推移していくか、しばらく注目していく必要がある。

（2）全日本仏教会「加盟団体顧問弁護士連絡会」の開催

2015年2月4日、奈良市の薬師寺まほろば会館にて、今年度の全日本仏教会「加盟団体顧問弁護士連絡会」が開催された。今回のテーマは「原発事故訴訟の現況」についてであり、原発事故の賠償請求に関する仏教界の関心の高さを物語っていると言えよう。

当日は、原発事故の被災地から出席した林心澄師（双葉郡浪江町 真言宗豊山派清水寺住職）と木ノ下秀俊師（真宗大谷派原町別院）が被災地の現状を伝え、筆者は2011年9月から断続的に実施してきた原発事故被災寺院関係者への聞き取り調査に基づき、「有志の会による東京電力との和解交渉」について報告を行った。続く大森秀昭弁護士（東日本大

震災による原発事故被災者支援弁護士副団長)は、「原発事故損害賠償の現状」というテーマで原発ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)の役割を中心に報告。迅速かつ適正な解決のために、ADRは解決基準を公表すべきであり、しかもADR和解案の集積を基に中間指針を見直す必要があるという興味深い内容であった。最後に長谷川正浩弁護士(全日本仏教会顧問弁護士)の司会で質疑応答が行われた⁽⁹⁾。連絡会の中で、原発事故に伴う賠償請求に関して、全日本仏教会としての何らかの見解が示されることはなかったが、全日本仏教会「加盟団体顧問弁護士連絡会」を通じて、各加盟団体に原発事故被災寺院の問題点が共有されることの意義は大きいと言えるであろう。

(3)「有志の会」「対策の会」全体会議の開催

2013年4月以降の東京電力との財物賠償交渉では、「有志の会」「対策の会」(会長半谷隆信師、事務局長林心澄師)からそれぞれ会長・事務局長が出席し、「有志の会」と「対策の会」が共同で交渉を行ってきた。2014年2月には財物賠償のうち、土地の賠償に関する請求方針を確定し、不動産鑑定士による評価に基づく請求を開始した。2015年2月10日には郡山市において、「有志の会」「対策の会」合同の全体会議が開催され、建物の財物賠償に関する会議が行われた。線量の高い地域では本堂・庫裏・境内墓地等の移転を検討しなくてはならないし、移転を計画していない寺院であっても原発事故後の強制避難により修繕が不十分なため、雨漏り等による建物の破損が激しいという。それ故、寺院再建のためには財物損害に関する賠償請求が極めて重要であることがわかる。建物の財物賠償交渉は難航していると伝え聞かすが、被災寺院の中には「中間貯蔵施設」建設予定地内にある寺院も含まれるため、今後の交渉進展を期待したい⁽¹⁰⁾。

3. 避難先に位牌を持ち出した住民

原発事故によって避難生活を送る住民には、短時間ではあるが自宅への一時帰宅が認められてきた。その際、多くの人が位牌を自宅から持ち出したという。ここでは、「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」の調査レポート関（2012）に基づき、避難先に位牌を持ち帰ったことの意味について考えていきたい。檜葉町の警戒区域は2012年8月10日、国の方針に基づき避難指示解除準備区域へと再編された⁽¹¹⁾。住民調査は再編直後の8月中旬から9月にかけて実施。調査対象者は檜葉町に住民票のある16歳から79歳までの住民で、檜葉町がランダムサンプリングにより無作為抽出した3,032名である。個人情報保護の立場から調査対象者のデータの受け渡しは行わず、檜葉町が印刷した宛名ラベルを用いて郵送により調査を実施。回収されたアンケートは1,609通で、回収率は53.2%であったという。なお、集計にあたっては、全ての回収結果が有効票として取り扱われている⁽¹²⁾。

（1）位牌・遺影の持ち出し

檜葉町では、2011年6月6日から一時帰宅（第一巡目）が実施されたが⁽¹³⁾、まず位牌・遺影に関する質問（Q28）「位牌や遺影は、一時帰宅等で持ってきましたか」に対する集計結果である表1をみていきたい⁽¹⁴⁾。

《表1》「位牌・遺影を持ってきたか（％）」

持ってきた	41.1
持ってこなかった	30.4
持ってきたがもとに戻した	1.5
もともとない	27.0
合計	100.0

（有効回収数=1544）

原発事故被災寺院の諸相

避難民の41.1%が避難先に位牌・遺影を「持ってきた」と回答しており、「持ってこなかった」の30.4%を上回っている。「もともとない」人は27%であった。したがって、位牌や遺影を持っている人のうち、6割弱の人が自宅から持ち出したことがわかる⁽¹⁵⁾。この数字が多いか少ないかは即断できないが、調査当時の居住地や住環境も考慮する必要があるだろう。例えば、調査当時の居住地は、福島県内が81.3%（いわき市が68.8%、会津美里町が5.4%、その他福島県内が7.2%）、関東地方が13.6%、その他5.1%となっており、その8割以上が借り上げ住宅または仮設住宅に居住していた⁽¹⁶⁾。一時帰宅には、楡葉町までの移動時間や自宅での短時間の作業内容に絶え得る体力が必要とされるため、一時帰宅可能であった人は限られていたものと推測される⁽¹⁷⁾。いずれにしても、位牌や遺影を持っている人のうち、6割弱の人が自宅から持ち出したことから、多くの避難民が祖先への信仰を大切にしていることがわかるであろう。

(2) 帰町意思と位牌・遺影との関連性

さらに、帰町意思に関する質問（Q36）「あなたは将来、楡葉町に帰町したいですか」（選択肢は「1 帰町したい」「2 できれば帰町したい」「3 現実的に考えると帰町は難しい」「4 帰町しない・したくない」「5 わからない」）の回答と位牌・遺影に関する質問（Q28）の回答をクロス集計したものが表2である⁽¹⁸⁾。

《表2》「帰町意思と位牌・遺影の関連性」

	持ってきた	持ってこなかった	持ってきたが元に戻した	もともとない	合計	(有効回収数)
帰町したい	42.2	37.5	1.0	19.3	100.0	(296)
できれば帰町したい	42.4	32.7	1.3	23.6	100.0	(309)
現実的に考えると帰町は難しい	43.0	28.3	1.7	27.0	100.0	(530)
帰町しない・したくない	38.8	23.4	2.0	35.8	100.0	(201)
わからない	34.2	28.4	1.6	35.8	100.0	(190)
合計	41.1	31.7	1.5	27.1	100.0	(1526)

若干複雑ではあるが、表2から帰町意思と位牌・遺影との関連性を読み取ることができる。すなわち、「帰町しない・したくない」、「わからない」と回答した人のうち、遺影・位牌が「もともとない」と答えた人が最も多く35.8%を占める。逆に「帰町したい」と回答した人で位牌・遺影が「もともとない」と答えたのは19.3%にすぎない。したがって、位牌・遺影の継承者は帰町意思が高いと言えるであろう⁽¹⁹⁾。

一方、2011年9月から10月にかけて、双葉郡8町村の避難者を対象として郵送によって実施した調査（調査票配布数28,184票、調査票回収数13,576票、回収率48.2%）の報告書である福島大学災害復興研究所（2013）によれば、避難前の自治体に「条件が満たされれば戻りたい」と答えた人に「戻りたい理由」を尋ねたところ、「暮らしてきた町なので愛着がある」（双葉郡全体62.3%、楡葉町57.8%）「先祖代々の家や土地、お墓があるため」（双葉郡全体57.9%、楡葉町58.5%）が上位2位を占めたという⁽²⁰⁾。また、星野英紀師が2012年暮れから2013年1月にかけて、浪江町の被災寺院の檀信徒に対して実施した調査（発送総数451通、返送数287通、回収率63.6%）によれば、同様に「戻りたい理由」を尋ねたところ、「先祖代々の家や土地、お墓があるため」「暮らしてきた町なので愛着が

原発事故被災寺院の諸相

ある」と答えた人がそれぞれ1位と2位であった⁽²¹⁾。したがって、帰還意思と「先祖代々の家や土地、お墓」「町への愛着」とは密接な関係にあることがわかる⁽²²⁾。

これらの調査報告から、避難した地域住民の復興にとって、先祖供養の要である菩提寺の復興が極めて重要であることが理解されるであろう。そのような意味でも、一日も早い寺院復興を目指して、東京電力との和解交渉を進める僧侶グループの活動が大切な役割を担っていると言えるのではないだろうか。

4. 「有志の会」の歩み

「有志の会」の活動については既に伏見（2014）の中でその概略を示したが、会の活動の重要性に鑑み、以下では2014年2月以降の活動内容や新たな資料も参照しながら、再度「有志の会」の歩みについてふり返っておくことにしたい⁽²³⁾。前述のように「有志の会」（矢内会長、早川事務局長）には、主として第一原発から30キロ圏内のさまざまな宗派の原発事故被災寺院が参加し、最盛期には60を越える参加寺院の法人賠償に関する請求実務を会長・事務局長が支えた。また東京電力との賠償交渉にあたっては、弁護士を介さず直接和解交渉を進め、2013年4月以降の財物損害賠償では、「対策の会」と共同で交渉を行っている。表3は、東日本大震災の発生以降、今日に至るまでの「有志の会」の歩みの中から、主要な会議等をまとめたものである。

《表3》「これまでの歩み」

2011年3月11日	東日本大震災発災
3月	(原発周辺自治体からの避難)
4月	(慰霊活動)
5月～6月	浄土宗双葉組（7ヶ寺）の活動開始、富岡町仏教会の活動開始

7月28日	福島第一原発事故30km圏内被災寺院補償問題対策会議（いわき市、「有志の会」結成）	営業損害賠償交渉	
8月11日	東京電力福島事務所と福島県総務部私学・法人課を訪問し、文書を提出		
9月24日	東京電力福島第一原子力発電所 被災寺院対策の会（郡山市、福島県仏教会主催）		
10月14日	本賠償ご請求に係わる説明会（曹洞宗福島宗務所、東電による説明会）		
11月28日	原発事故被災寺院補償問題対策会議（郡山市、逸失利益に関する請求方法について）		
2012年1月24日	「有志の会」代表と東電側担当者の事前協議		
2月24日	原発事故被災寺院補償問題対策会議（郡山市、財物賠償と追加的費用について）		
* * *	* * * * *		*
6月4日	財物損害賠償要求に対して県の支援を求める陳情活動		財物損害賠償交渉
6月8日	東電から財物損害賠償における今後の検討課題の原案が提示される（東電本店）		
9月21日	上記原案に対する「有志の会」の試案を提示（東電本店）		
2013年1月11日	財物賠償に関する「有志の会」の質問に対して回答が提示される（東電本店）		
4月8日	東電に協議事項を提示（東電本店）		
4月18日	財物損害賠償に関する交渉（東電本店）		
7月1日	墓地除染方法に関する抗議活動（福島県庁）		
7月11日	墓地除染のあり方に対する陳情活動（福島復興局）		
2014年2月25日	原発事故被災寺院補償問題対策会議（郡山市、財物賠償請求について：土地）		
2015年2月10日	原発事故被災寺院補償問題対策会議（郡山市、財物賠償請求について：建物）		

「有志の会」事務局長の早川師よれば、2011年3月は情報の少ないなか避難するのに必死で、4月は物故者の慰霊活動に忙しかったという。その後、同年5月から6月にかけて、今後の対応を検討するため浄土宗の双葉組7ヶ寺、富岡町仏教会がそれぞれ活動を開始した。7月28日、いわき市平小島町「せきのホール」にて両グループ合同の「福島第一原

原発事故被災寺院の諸相

発事故30km圏内被災寺院補償問題対策会議」を開催し、被災寺院救済の第一歩として8月11日の東京電力福島事務所と福島県総務部の訪問を検討した⁽²⁴⁾。この日が早川師を事務局とする「有志の会」の結成日であった。その後、矢内師が会長に就任し今日に至る。

8月11日当日は、「有志の会」の参加寺院9ヶ寺が東京電力福島事務所（午前10時）と福島県総務部（午前11時）を訪問。東京電力福島事務所では、まず西沢俊夫社長宛での説明文書（資料A：「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による被害概況申出書の一括提出について」）を添え、「福島第一原発事故30km圏内被災寺院『被害概況申出書（法人用）』一括提出名簿」と共に東電の書式に基づく「被害概況申出書（法人用）」18ヶ寺分を一括して提出した⁽²⁵⁾。次いで「仮払補償金請求書」と「被害概況申出書（法人）」に関する照会文書（「福島第一原発事故30km圏内被災寺院に対する補償について（照会）」）を提出し、文書による回答を求める⁽²⁶⁾。さらに、福島県総務部私学・法人課を訪れ、佐藤雄平知事宛での文書を提出し⁽²⁷⁾、被災寺院に対する支援・協力を要請した。

《資料A》「東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による被害概況申出書の一括提出について」

東京電力（株）社長 西沢俊夫様

2011年8月11日

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による
東京被害概況申出書の一括提出について

我々18ヶ寺は、以下の理由によって、「被害概況申出書（原文ママ）」を一括提出する。

我々は、東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故によって、夫々檀信徒を含む地域の人々と共に避難させられた30キロ圏内の宗教法人法に基づく寺院である。

我々18ヶ寺は避難以来現在に至るまで、また先の見通しも全くない儘、創立以来の法灯とその宗教活動が閉ざされ、運営も不能の事態に置かれている。

何れの寺院においても檀信徒の避難先が不明であり、双方その確認には困難を極めている。

春の彼岸等の恒例の行事、墓参、故人の年回等の供養、地震・津波による死者、老病死者の葬儀式も一切不能の儘であり、お施餓鬼やお盆・秋彼岸等の行事においても同様である。

我々各法人にとって最も憂慮される根本的な問題は、事故の収束後においても果して、夫々の地域において創立以来の法灯の維持が可能か否か、それが補償されるか否かである。

環境に放排出された放射性物質、事故現場に残される大量の放射性物質などへの不安から若い人たちははじめ避難した全ての人々が帰郷して元通りの地域社会が復旧されるか否かである。ことは、各法人の存亡に懸る極めて重大な問題である。

現実の事態は、一片の「被害概況申出書」による金銭換算のみを以て済まされる事態でないことを真面目に認識されたい。

今後の推移も思慮し、18ヶ寺は一応、「被害概況申出書」を一括提出し誠意ある対応と完全な補償を求めるものである。

尚、今後我々に続く宗教法人がある場合には、これに加えるよう申し添える。「申出書」は地域、法人の実態により異なる。

東京電力は、「地域との共生」を約束してきた。地域の復旧・復興に於てはこの約束を守り、地域の人々を再び奈落の底に突き落とすことのないよう敢えて附言する。

以上。

18ヶ寺一同

資料Aの文書には、「創立以来の法灯とその宗教活動が閉ざされ、運営も不能の事態に置かれている」「何れの寺院においても檀信徒の避難先が不明であり、双方その確認には困難を極めている」「我々各法人にとって最も憂慮される根本的な問題は、事故の収束後においても果して、夫々の地域において創立以来の法灯の維持が可能か否か、それが補償されるか否かである」等の原発事故直後の被災寺院の苦悩が綴られており、被災寺院の様子を伝える貴重な震災記録であると言えるであろう。

「有志の会」は会の結成後、2011年8月から11月にかけて、種々の会議に参加して情報収集を行い、東電との和解交渉の道を模索していった。東京電力との和解交渉は、まず営業損害である逸失利益（原発事故による収益の減少）と追加的費用（原発事故によって必要になった費用）の賠償請求をめぐる交渉から始まったが、当初土地・建物などの財物損害賠償については東電側も方針が決まっていなかったという。「有志の会」では賠償請求の方法について東電福島補償相談センターや弁護士に相談してきたが、不明な点も多く、東電との交渉がなかなか進展しない中、11月に入り転機が訪れる。先行して東電神奈川補償相談センターを通じ本賠償請求手続きに着手していた「有志の会」矢内師から、神奈川県では丁寧に対応してくれるとの連絡が入ったため、11月8日「有志の会」事務局局長が横浜に赴き、東電担当者と面談。面談の結果、東電にも寺院会計の内容に理解が深まり、一定のルールに則って請求を行えば齟齬を生じることなく賠償に応じてもらえることが予想されたため、「有志の会」が中心となり全被災寺院に11月28日の全体会議開催を呼びかけたという。

（1）「原発事故被災寺院補償問題対策会議」（2011年11月28日）

11月28日午後2時から、県仏教会長の自坊（郡山市徳成寺）を会場として開催された。会議には「有志の会」参加寺院20ヶ寺の他、東電補償相談担当者9名が出席し、第1回目の営業損害賠償請求に向けて、逸失利益に関する本格的な交渉が始まった⁽²⁸⁾。逸失利益をめぐる「有志の会」の会議の中でも、最も重要な会議の一つであった。

逸失利益に関する1回目（2011年3月11日から8月31日までの減収分）の賠償請求では、東電から「法人登記簿謄本」「収支計算書」「収入明細書（3月11日から8月31日まで）」の提出が求められた。ところが、一般の寺院住職にとって東電へ提出する「収支計算書」の作成は容易ではなかったため、会議の席上、「有志の会」の矢内師が各寺院の「金銭出納帳」に基づく「収支計算書」の作成代行を申し出たという。この矢内師の提案により、「有志の会」の逸失利益交渉が大きく前進したことは特筆すべきである。提出書類のうち、「収入明細書」は資料Bの書式に統一して提出されたという。該当月に収入金額を記載するシンプルな形式であったことがわかる。なお、11月28日の会議の議事録によれば、「有志の会」では賠償請求に関して、請求方法・各種証明書等を統一して請求するという方針が確認されている⁽²⁹⁾。

《資料B》「収入明細書」の書式

収入明細書					
月別	収入金額	月別	収入金額	月別	収入金額
平成23年3月		平成23年9月		平成23年12月	
平成23年4月		平成23年10月		平成24年1月	
平成23年5月		平成23年11月		平成24年2月	
平成23年6月		計		計	
平成23年7月		備考			
平成23年8月					
計					
所在 _____ 名称 宗教法人 _____ 代表役員 _____					

(2) 「原発事故被災寺院補償問題対策会議」(2012年2月24日)

2月24日の全体会議は、郡山市徳成寺において開催され、約20名が出席した。当日は、「財物損害賠償についての要求書について」「追加的費用の請求方法について」が議題となった。財物賠償については、事務局で作成した「原発事故被災寺院に対する財物賠償についての要求書(案)」を基に議論が行われ、原案が了承された⁽³⁰⁾。以後詳細な要求書を作成して、財物交渉を進めていくことが決定。この会議の結果を受けて、2012年から2013年にかけて多くの時間を費やし、東電との財物賠償に関する和解交渉が行われていく。したがって、2月24日の全体会議は「有志の会」と東電との財物賠償交渉の経緯を知る上で、極めて重要な会議であることがわかる。

営業損害の一つである追加的費用とは、原発事故の避難生活で新たに必要になった経費が賠償対象となったものである。会で作成した「追加的費用のめやす」によれば、被災寺院の追加的費用には法衣代、法具代、パソコン代、避難先から自坊への交通費、避難先から葬祭場までの交通費、葬祭場使用料などが含まれ、寺院の必要経費の多くが認められた画期的なものであった⁽³¹⁾。これは寺院の運営実態を粘り強く東電側に説明した結果、納得のいく内容で合意に至った成果の一部である。

逸失利益の請求は東電と交渉の末、概ね第1回目(2011年3月～8月分)、第2回目(2011年9月～11月分)、第3回目(2011年12月～2012年3月分)、第4回目(2012年4月～6月分)に分けて行われ、2012年7月分以降の請求は、避難区域に応じて包括請求(東電の定めた賠償期限末までの一括払請求)として実施された⁽³²⁾。包括請求については避難区域毎に賠償期限が定められ、「避難指示区域にある寺院」は2012年7月から2015年2月分まで、「旧緊急時避難準備区域にある寺院」は2012年7月から2013年12月分まで、「旧屋内退避区域および南相馬市の一部にある寺院」は2012年7月から2013年5月分までを対象とし、包括請求をした寺院には既に東電から賠償金が支払われているという。なお、2012年3月1日以降に計上された被災寺院の収入は「特別の努力」として控

除することなく逸失利益を算出することに変更になった⁽³³⁾。

(3) 財物賠償交渉の長い道のり

2012年2月以降、財物賠償（寺院の建物、仏像仏具、境内地、寺院所有の山林・農地などの賠償請求）の交渉を開始したが、交渉は困難を極めた。例えば、江戸時代に有名な仏師によって製作された仏像の宗教的・文化的・歴史的価値をどのように評価するか、また築三百年の木造の本堂をどのように評価するか等、財物交渉では難問が山積し、合意に達するのは容易なことではなかった。2013年4月から財物賠償については「対策の会」と共同で東電と交渉を行うことになる。その後2013年11月から、財物賠償のうち寺院の境内地に限定して交渉を進め、2014年2月25日には郡山市で「有志の会」「対策の会」合同の全体会議を開催し、土地に関する財物賠償の方針を確定し、不動産鑑定士による評価に基づき請求を開始した。そして2015年2月10日、郡山市で「有志の会」「対策の会」合同の全体会議を開催し、建物に関する財物賠償に関する会議が行われた。しかし、建物に関する財物賠償交渉は難航しており、今後の進展が期待される。

(4) その他の交渉（墓地の除染、仏壇の賠償請求、墓石修理代の賠償請求）

あまり報道されてはいないが、「有志の会」と「対策の会」は東電との逸失利益や財物賠償交渉だけでなく、檀信徒や地域コミュニティの復興のために、墓地の除染・仏壇の賠償・墓石修復代の賠償をめぐって、東電及び関係省庁に働きかけてきた。

復興庁が、2013年6月末に墓地管理者に全く説明せず、大熊町の墓地除染を発表したことに対し、「有志の会」と「対策の会」は7月12日、環境省および復興庁に「墓地管理者に対して説明会を開催し、他の自治体の墓地も平等に除染すること」という内容の陳情書を提出。交渉の結果、まもなく双葉町、浪江町、富岡町でも除染が開始された⁽³⁴⁾。

原発事故被災寺院の諸相

また、2013年以降「有志の会」と「対策の会」は、被災者の仏壇と墓石修復代の損害賠償についても、東電及び関係省庁と交渉を進めてきた。その結果、東京電力は、仏壇の損害賠償については2014年3月26日に⁽³⁵⁾、墓石修復代の損害賠償については同年7月23日に請求手続き開始を発表した。原発事故による被災者が仏壇及び墓石修復代について、東電に直接請求できるようになったというエポックメイキングな成果であったと言える⁽³⁶⁾。

5. 「有志の会」の活動から見えてきたこと

筆者が「有志の会」の活動を知ったのは2011年秋のことであった。その後、原発事故による被災寺院をめぐる「有志の会」活動の重要性を改めて認識するに至り、震災から二年経過した時点で、活動記録の作成を目指して関係者からの聞き取りと資料収集・整理に着手した。「有志の会」活動の記録作成を進めていくうちに、原発事故後の被災寺院の直面する課題や被災地・被災寺院に対する「有志の会」の役割等が徐々に明らかになってきた。そこで、以下に「有志の会」の活動から見えてきたことを取り上げて、原発事故による被災地および被災寺院の現状を捉えていきたい⁽³⁷⁾。

(1) 寺院の運営実態を伝えることの難しさ

営業損害賠償請求（逸失利益、追加的費用、検査費用）をめぐる東京電力との和解交渉で最も難しかったことは、寺院の運営実態（寺院には、どのような収入があり、どのような支出があるのか。そして、それは何故か等の実務的な内容）を東電側にどのように伝えるかであったという。「有志の会」では時間をかけて粘り強く運営実態を説明していった結果、逸失利益や追加的費用に関して納得のいく内容で合意に至った。今回のような事故は二度とあってはならないが、東京電力を始めとする一般企業は寺院の運営実態をほとんど知らないのが実情である。そういう意味

では、今後の事故・災害等において寺院の損害賠償を請求する際には、「有志の会」のように企業側に寺院の運営実態を丁寧に説明することが求められるのではないだろうか。

(2) 証拠書類作成の難しさ

逸失利益賠償請求に関する東京電力との和解交渉では、いくつかの提出書類が求められた。中でも、「収支計算書」は年収8,000万円以下の寺院には提出義務がないため、被災した一般の僧侶にとって文化庁の定める科目に基づく「収支計算書」の作成は容易ではなかった。事実、東電との賠償交渉を目指して結成された福島県中通り地方の僧侶グループは、提出書類の煩雑さが活動停止の一因であったという⁽³⁸⁾。「有志の会」の場合は、矢内師が「金銭出納帳」に基づく「収支計算書」の作成代行を申し出て、多くの寺院がそれに応じたため逸失利益に関する請求がスムーズに進んだが、寺院の財務情報（年間葬儀回数、年収など）を他人に委ねることは苦渋の選択であったに違いない。「有志の会」による逸失利益に関する和解交渉の背後には、被災寺院のさまざまな苦労があったことを見逃してはならないであろう。

(3) 原発事故被災寺院の問題点

原発事故の被災寺院は、多様にして個別的な事情を抱えている⁽³⁹⁾。とりわけ自坊再建への不安は深刻である。「中間貯蔵施設」建設予定地内にある寺院や線量の高い地域の寺院では、本堂・庫裏・墓地の移転を検討しなくてはならないし、後継者に自坊を託すことに躊躇する被災寺院もあると聞く。線量の低い地域であっても、檀信徒の帰還動向は全く予想できないため、寺院再建への道は険しいという。そこには、転動できない宗教者の現実が重くのしかかる。そのような被災寺院の状況から考えても、「有志の会」の果たした役割が理解されよう。

(4) 「有志の会」活動の意義

①東京電力との和解交渉と被災寺院の請求実務

前述のように、「有志の会」では事前交渉の中で、時間をかけて寺院の運営実態を東電側に説明した結果、東電職員も出席する全体会議の席上、逸失利益や追加的費用の請求に関して納得のいく内容で合意に達することができた。その後、被災寺院ごとの賠償請求の段階で、会長・事務局長が個々の寺院の賠償請求実務を支えた。「有志の会」は宗派を超えた連携により、事故直後の混乱した時期に被災寺院の救済に尽力したという意味では、会の活動は歴史に残るものであったと言えるであろう。被災寺院の早期復興には、事故後二、三年の宗教活動が重要であり、この時期に被災寺院の宗教活動を支えたことの意義は大きい。しかも、菩提寺の復興は地域コミュニティの再生につながるため、「有志の会」は単に被災寺院の復興を支援しただけではなく、結果として菩提寺を中心とした地域コミュニティの復興にも貢献していると解釈すべきであろう。

「有志の会」による和解交渉は、被災寺院の実情を反映させた形で逸失利益および追加的費用を請求した点に特徴がある。しかしながら、「有志の会」の請求は一般の法人向けの損害賠償基準に則ったものであり、被災寺院が特別に優遇されたものでなかったことは損害賠償に関する東京電力のプレスリリースで確認することができる。一方、逸失利益について東電との和解交渉がスムーズに進んだ理由について、「有志の会」事務局長の早川師は、統一フォーマットの書類作成と窓口を一本化したことを挙げ、東電側も長期に亘る廃炉作業のため、地元の復興につながるような友好関係が必要だったのではないかと分析している。

②檀信徒および地域コミュニティ復興のための交渉

「有志の会」「対策の会」は東電との営業損害賠償や財物損害賠償の和解交渉以外に、檀信徒や地域コミュニティの復興のために、墓地の除染・仏壇の賠償・墓石修復代の賠償をめぐり、さまざまなルートを通じて東電及び関係省庁に働きかけてきた。このように檀信徒および地域コミュ

ニティの復興を目的とした活動を行ってきたことも「有志の会」「対策の会」活動の特徴として後世に伝えていく必要がある。

(5) 福島県仏教会会長の役割

全日本仏教会は福島県仏教会の要請により、2011年12月、原発事故後の避難で菩提寺と連絡の取れなくなった檀信徒に対して、菩提寺との連絡の取次ぎを実施したことが知られるが、当時の福島県仏教会の中心人物が三村眞城師であった。福島県仏教会会長（当時）の三村師は、事故直後から多くの対策会議を開き、さまざまな局面で「有志の会」を支え、東電との和解交渉の窓口一本化を模索してきた。また、当時の県仏教会長は、全日本仏教会加盟宗派宛ての「要望書」（資料C：「全日本仏教会加盟宗派宛の要望書」）を作成し、被災寺院の救済を要望している。

《資料C》「全日本仏教会加盟宗派宛ての要望書」

平成23年11月8日

全日本仏教会加盟宗派 御中

福島県仏教会 会長 三村眞城 印

要 望 書

各宗派御当局に於かれましては、今般の東京電力原子力発電所の事故により被災した、福島県内の各寺院に対しまして、迅速なるお見舞を頂き、且また見舞金の支給並びに宗費の免除等の方策を講じて頂きまして、深く感謝申し上げます。

御高承頂いておりますように、被災各寺院は、地震による被害、津波による被害、放射能による被害、それに伴い自坊に戻れず、その上檀信徒の皆様が全

原発事故被災寺院の諸相

国各地に離散し、寺院の経営が成り立たない下記のような現状にあります。

- 1、警戒区域内にある寺院は、住職・寺族・檀信徒のほとんど全てが避難を強いられております。3月12日の突然の避難指示により、何も持ち出せないままお寺を後に各地に避難し、全国各地に離散した檀信徒とは未だ連絡の取れない状況にあります。従いまして檀信徒に対する布教教化活動は勿論葬儀法事などの法務、宗教活動がほとんど出来ない状況です。又、警戒区域内には未だ自由に立ち入る事は出来ず、住職は寺に戻れず、収入のない状況が3月の震災以来続いており、困難を窮めております。
- 2、計画的避難区域内の寺院は、住職・寺族・檀信徒の殆どが避難しており、高線量のため警戒区域内と同様の状況です。
- 3、緊急時避難準備区域内にある寺院、そしてこの地域内に居住する檀信徒を有している寺院では、住職は寺院に踏みとどまっておりますが、寺族等は放射能が心配で避難しております。檀信徒も高齢者以外は未だ避難生活を強いられており、特に若い世代の現地に戻る可能性は、時間の経過と共に急激に減少することが予想され、従前のような宗教活動は望めない状況です。
- 4、関係寺院は、それぞれ現状を打開するために、対策の会等を立ち上げ、東京電力はじめ県仏教会、全日本仏教会等にも協力を要請し、現在に至っております。
- 5、福島県仏教会は、全日本仏教会の協力を仰ぎ、関係寺院住職の現在の避難先住所や携帯電話を調査し、9月下旬に関係寺院出席のもと対策の会を開催しました。会に於いて、現況や問題点・要望等の把握、協力体制の構築につき話し合い、東電に対しての損害賠償請求等については、全日本仏教会長谷川顧問弁護士に講演を頂き、今後の対応を検討しております。

又、避難寺院が避難檀信徒との連絡が取れない中で、檀信徒の方が他のお寺で葬儀法要等を営むケースが出ており、避難寺院が困惑しておられる状況を解決するため、福島県内葬祭業者約100社に対し、関係寺院住職の携帯電話の一覧表を送付し、菩提寺への連絡が取れるよう協力を要請致しました。

更に、全日本仏教会におかれましては、全国に離散した檀信徒が避難寺院と連絡が出来るよう、ホームページを利用した対策を計画して頂いております。

各宗派各位に於かれましても、震災被害の寺院に加え、原発避難寺院に対しまして、特段のご支援とご指導ご協力を賜ります様お願い申し上げます、以下の点を要望致します。

- 1、各宗派に東日本大震災対策の組織等の設置をなされた場合は、今般の震災・原発事故で被災した地域の宗務所長、支所長、教区長若しくは東電原発事故被災寺院復興対策の会等の代表者を参加させて頂き、現地の状況を具体的に把握頂けます様要望致します。
- 2、上記の通り、一切宗教活動の出来ない現状が半年以上継続しており、今後も見通しが立たない為、長期にわたる支援金の財源の確保と支給を是非お願い致します。
- 3、宗費の免除につきまして、今年度に限らず復興が見えるまで継続頂きます様御願い致します。
- 4、被災・避難寺院に対し、宗教活動の場の調整と提供を要望致します。

関係寺院の状況によって異なりますが、仮設や借家等による当座の仮本堂の設置等要望がある場合、早急な御援助を頂ければ幸いです。

以上

三村師は要望書の中で被災寺院の窮状を訴え、4項目からなる被災寺院に対する支援を要請している。要望書によれば、4項目とは（1）「各宗派に東日本大震災対策の組織等の設置をなされた場合は、今般の震災・原発事故で被災した地域の宗務所長、支所長、教区長若しくは東電原発事故被災寺院復興対策の会等の代表者を参加させて頂き、現地の状況を具体的に把握頂けます様要望致します」、（2）「一切宗教活動の出来な

い現状が半年以上継続しており、今後も見通しが立たない為、長期にわたる支援金の財源の確保と支給を是非お願い致します」、(3)「宗費の免除につきましても、今年度に限らず復興が見えるまで継続頂きます様御願い致します」(4)「被災・避難寺院に対し、宗教活動の場の調整と提供を要望致します」という内容であった。この要望書から、当時の福島県仏教会の取り組みと同時に、震災後の被災地に何が必要であったかを知ることができるため、極めて重要な資料であると見なすことができる。しかしながら、三村師によれば、各加盟宗派から要望書に対する正式な回答は届かなかったという⁽⁴⁰⁾。

その後、三村師は東京電力社長宛てにも同様に「要望書」(2011年12月2日付)を作成し、被災寺院の救済に尽力してきた⁽⁴¹⁾。このように被災寺院及び「有志の会」の活動を語るには、三村師が重要な役割を果たしたことを記憶に留めておく必要がある。

6. おわりに

以上、「有志の会」による東京電力との和解交渉に焦点を当て、関係者からの聞き取りと会議資料等に基づき、「有志の会」の歩み並びに「有志の会」の活動から見えてきた等を報告してきた。「有志の会」活動の記録作成を通じ、原発事故被災寺院の直面する問題が徐々に明らかになってきたことは事実であり、改めて震災記録作成の重要性を痛感させられた。今後は、現在行われている財物賠償交渉の結果を踏まえて、最終的な「有志の会」の活動記録作成を目標にして調査研究を進めていきたい。

参考文献

- 関礼子 (2012) : 関礼子編 (檜葉町・大規模複合災害研究グループ)
『「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」調査報告書 (速報・暫定版)
二〇一二年十一月』 (<http://www2.rikkyo.ac.jp/web/reiko/lspcd/results/>)
- 中西寛子 (2013) : 「東日本大震災がもたらした被災住民への影響」『学術の動向』
2013年7月号、pp.18-25
- 伏見英俊 (2014) : 「原発事故と仏教寺院 — 「原発事故被災寺院補償問題対策有志の
会」による東京電力との和解交渉をめぐって—」『佛教文化学会紀要』第
23号、pp.73-99
- 福島大学災害復興研究所 (2013) : 『双葉地方の住民を対象とした災害復興実態調査
基礎報告書』(本書は、『平成23年度双葉8町村災害復興実態調査 基礎集
計報告書 (第2版)』<改訂2012年2月14日>の公開後、データクリーニ
ング作業を行い、その確定集計結果を収録したもの)
- 星野英紀 (2013) : 「原発事故と寺院活動」『豊山教学大会紀要』第41号、pp.21-36
- 星野英紀 (2014) : 「原発避難と「ふるさと」と寺院 — 福島浜通りの寺院檀信徒調査
より—」『密教学研究』第46号、pp.1-9 (横組)

註

- (1) 事後後の避難の経緯については、伏見 (2014)、p.93註1参照。
- (2) 「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 (第1381報)」2015年3月2日、福島県災害対策本部。
- (3) 個人情報保護の立場から、個々の寺院名を明らかにすることはできないが、「有志の会」には曹洞宗、浄土宗、日蓮宗、真言宗智山派、臨済宗妙心寺派、浄土真宗大谷派などの既成仏教教団に属する寺院が多い。
- (4) 「有志の会」に関する調査の経緯については、伏見 (2014)、pp.74-75参照。
- (5) 原発事故被災寺院および避難者に関する先行研究の解説については、伏見 (2014)、pp.87-90参照。
- (6) 避難指示区域の事業者に対する損害賠償については2012年7月24日付の東京電力プレスリリース、避難区域外の事業者に対する損害賠償については2013年5月31日付の東京電力プレスリリース参照。避難指示区域とは、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」(2012年3月16日、原子力損害賠償紛争審査会)において「避難指示区域」として扱うこととされた区域をさす。また、避難区域外で賠償の対象となっている地域は「旧緊急時避難準備区域」と「旧屋内退避区域および南相馬市の一部地域」である。

原発事故被災寺院の諸相

- (7) 「営業損害賠償28年2月終了 原発事故から5年 エネ庁、東電が素案」『福島民報』（インターネット版2014年12月26日）参照。
- (8) 「打ち切り見直し、国と東電に要望 原発事故・営業損害賠償」『福島民友』（インターネット版2015年2月5日）参照。2つの緊急要望書は、福島県ホームページの「原子力損害の賠償について」のサイト <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055a/songaitaisaku.html> からダウンロードできる。
- (9) 連絡会の詳細については、「財物賠償交渉は難航 原発訴訟の現況報告」『中外日報』（2015年2月11日号）および「進む檀家減少と後継者難 原発避難寺院に共通課題」『仏教タイムス』（2015年2月12日号）参照。
- (10) ADRを通じて損害賠償交渉を進める寺院グループの途中経過については、「原発事故による寺院仏具損害に東電が出した酷い回答」『月刊住職』（2015年3月号）、pp.52-55参照。ただし、同グループの中で財物賠償交渉を進めている寺院は、既に営業損害に関する賠償請求を終えていることに注意しなくてはならない。また、同グループを取材してきた池田圭記者による報告については、「深層ワイド：寺門復興どころではない」『中外日報』（2014年12月10日号）参照。
- (11) 区域再編については、伏見（2014）、p.93註1参照。
- (12) 関（2012）、pp.3-4参照。
- (13) 「埼玉に避難の双葉町民、初の一時帰宅」『朝日新聞』（インターネット版2011年6月6日）よれば、楡葉町の一時帰宅者数（第一巡目）は59人であった。
- (14) 関（2012）、p.36参照。なお、表1は関（2012）の表38を基にして作成した。
- (15) 星野師による浪江町の被災寺院檀信徒に対する調査（2012年暮れから2013年1月にかけて実施）によれば、避難後の住まいに仏壇と位牌があるかどうかの質問に対し、「ある」と答えたのは77%であったという。星野（2014）、p.4参照。
- (16) 関（2012）、pp. i - iii参照。
- (17) 南相馬市では、暑さによる体調面を心配し、高齢者が一時帰宅を辞退したという。「高齢者の辞退相次ぐ 一時帰宅、「暑さ対策」で課題」『福島民友』（インターネット版2011年5月26日）参照。
- (18) 表2は関（2012）の表39を基にして作成した。
- (19) 関（2012）、p. v および p.36参照。
- (20) 福島大学災害復興研究所（2013）、p.37参照。
- (21) 星野（2014）、pp. 5 - 6 参照。一方、福島大学災害復興研究所『平成23年度双葉8町村災害復興実態調査 基礎集計報告書（第2版）』（改訂2012年2月14日）の調査結果を統計処理して分析した中西（2013）によれば、原発事故後の浪江町と楡葉町の住民意識の分析結果は同じグループに属するが、グループ内における両町の住民意識の分析結果は必ずしも近いものではないことがわかる。詳

- しくは中西（2013）、p.22参照。
- (22) 星野師は調査結果を分析し、原発事故による避難民である檀信徒の「ふるさと」観念を支えている有力な因子として、「場所縁（伝統的な地縁の意味を包含するもの）」「人縁（伝統的な血縁の意味を包含するもの）」「寺縁（先祖、墓、仏壇、位牌などを守ってくれる僧侶・寺院との縁）」の3つを指摘している。星野（2014）、pp.4-7およびp.19註1参照。星野（2014）は、避難民である檀信徒の「ふるさと」観念形成に菩提寺が重要な役割を担っていることを実証的に示した優れた研究であると言えよう。
- (23) 「有志の会」の歩みについては、伏見（2014）の内容に2012年2月以降の活動と新しい資料を追加して、訂正加筆した。同書pp.75-84参照。なお、「有志の会」による東京電力の和解交渉に関わる資料については、事務局長およびA寺住職から提供頂くと同時に、事情説明も加えて頂いた。記して、ここに感謝申し上げます。
- (24) 7月28日の会議の詳細については、伏見（2014）、p.95註20参照。
- (25) 18ヶ寺には日蓮宗、真言宗智山派、浄土真宗本願寺派、浄土真宗大谷派、浄土宗の寺院が含まれる。
- (26) 照会文書の内容については、伏見（2014）、pp.77-78参照。
- (27) 県知事宛ての文書の内容については、伏見（2014）、p.96註24参照。
- (28) 伏見（2014）、p.98註36参照。
- (29) 伏見（2014）、p.81参照。
- (30) 要求書原案の内容については、伏見（2014）、p.98註41参照。
- (31) 「追加的費用のめやす」については、伏見（2014）、pp.83-84参照。
- (32) 伏見（2014）、p.99註44参照。
- (33) 伏見（2014）、p.99註45参照。
- (34) 伏見（2014）、p.88参照。
- (35) 仏壇の賠償請求については、東京電力プレスリリース（2014年3月26日付）参照。
- (36) 伏見（2014）、p.96註22参照。
- (37) 「有志の会」の活動から見えてきたことについては、伏見（2014）の内容に新しい資料を参照して、訂正加筆した。同書pp.85-86参照。
- (38) 伏見（2014）、p.94註10参照。
- (39) 星野（2013）参照。
- (40) 当時、各加盟宗派ではそれぞれの災害対策規定に則り支援活動が展開されていたわけであり、現に多くの加盟宗派では「要望書」の各項目に相当する支援策が実施されていたように思われる。したがって、「要望書」の取り扱いに関し

原発事故被災寺院の諸相

ては、事実関係を含めて、後世の歴史家の判断に委ねることにしたい。
(41) 伏見 (2014)、pp.97-98註31参照。

〈キーワード〉 東日本大震災 原発事故 仏教寺院 東京電力
損害賠償請求 震災記録